

医療廃棄物〔特別管理産業廃棄物、非感染性廃棄物（可燃物）〕
処 理 業 務 仕 様 書

1 委託業務の内容

(1) 県立日南病院（以下「甲」という。）から排出される医療廃棄物の処理業務

医療廃棄物・・・①「特別管理産業廃棄物」

②「可燃性の非感染性廃棄物（事業系一般廃棄物を除く。）」

ア 感染性廃棄物

排出量……年間予定数量 45,000kg

(ア) 収集袋（ポリ袋）の内容物……主にガーゼ、チューブ類、手術等に伴う
病理廃棄物等

イ 非感染性廃棄物

排出量……年間予定数量 7,000kg

(イ) 収集袋（ポリ袋）の内容物……プラボトル、診療材料等の包装袋等

2 処分の方法

焼却処分とする。

3 委託業務の処理方法

(1) 甲から排出される医療廃棄物について、1週間に3回以上（年末年始休暇を除く。）、
処理業務（以下「委託業務」という。）を実施すること。

(2) 委託業務の実施に当たっては、周辺住民及び甲の関係者等に迷惑が掛からないよう
衛生上細心の注意を払うこと。

(3) 委託業務が完了した場合は、速やかに、産業廃棄物管理票（マニフェスト）で報告
すること（感染性廃棄物に1部、非感染性廃棄物に1部必要）。

(4) その他、委託業務を処理するに当たり甲が必要と認めた場合は、その指示に従うこ
と。

4 その他

(1) 特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）、及び産業廃棄物（非感染性廃棄物）の処理
に関する許可証の写しを提出すること。